

東部大阪都市計画道路の変更について(大阪府決定)

1. 変更内容

1-1 土地の区域が変更となる路線(一部区間の廃止)

・大東市域

変更前後	名称		位置		区域	構造			主な変更内容	
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数		幅員
前	3・4・	8	福島諸福線	大東市御領三丁目	大東市太子田二丁目	約1,650m	地表式	-	16m	・一部区間の廃止による終点及び延長の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・4・	218 - 8	福島太子田線	大東市御領三丁目地内	大東市太子田三丁目地内	約1,190m	地表式	2車線	16m	
前	3・5・	14	北条中垣内線	北条三丁目	中垣内一丁目	約3,350m		-	12m	・一部区間の廃止による終点及び延長の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・5・	218 - 14	北条中垣内線	大東市北条三丁目地内	大東市中垣内一丁目地内	約3,230m	地表式	2車線	12m	
車線の数の内訳			-		約810m					
			2車線		約2,420m					

・東大阪市域

変更前後	名称		位置		区域	構造			主な変更内容	
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数		幅員
前	3・1・	3	稲田本庄線	楠根二丁目77番地	本庄1718番地	約1,820m		-	40m	・一部区間の廃止による起点及び延長の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・1・	227 - 3	七軒家本庄線	東大阪市七軒家地内	東大阪市本庄中二丁目地内	約1,640m	地表式	8車線	40m	
車線の数の内訳			4車線		約220m					
			8車線		約1,420m					
前	3・4・	20	放出石切線	大阪市城東区新喜多町	東石切町四丁目	約8,060m	地表式	-	20m	・一部区間の廃止による起点、終点及び延長の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・4・	227 - 20	稲田石切線	東大阪市稲田本町二丁目地内	東大阪市東石切町四丁目地内	約6,810m	地表式ほか	4車線	20m	
車線の数の内訳			2車線		約2,390m					
			4車線		約4,420m					
前	3・4・	23	日の本高井田線	北蛇草	大阪市城東区三組町	約3,950m		-	16m	・一部区間の廃止による起点、終点及び延長の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・4・	227 - 23	荒川森河内線	東大阪市荒川二丁目地内	東大阪市森河内東一丁目地内	約2,750m	地表式	2車線	16m	
前	3・4・	25	八尾稲田線	友井673番地	鴻池1092番地	約6,170m		-	16m	・一部区間の廃止による終点及び延長の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・4・	227 - 25	友井長田線	東大阪市友井五丁目地内	東大阪市長田中三丁目地内	約4,390m	地表式	2車線	16m	

変更前後	名 称		位 置		区 域	構 造			主な変更内容
	番号	路線名	起 点	終 点		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
前	3・4・	32 縄手大阪線	大阪市生野区 小路東六丁目 地内	東大阪市六万 寺町一丁目地 内	約7,780m	地表式	2車線	16m	・一部区間の廃止による 起点、終点及び 延長の変更 ・名称の変更
後	3・4・227-	32 荒川六万寺線	東大阪市荒川 二丁目地内	東大阪市下六 万寺町三丁目 地内	約6,700m	地表式	2車線	16m	
前	3・5・	37 鴻池荒本北線	東大阪市鴻池 本町地内	東大阪市荒本 北地内	約2,470m	地表式	-	12m	・一部区間の廃止による 起点及び延長 の変更 ・名称の変更 ・車線数表示の追加
後	3・4・227-	33 新庄荒本北線	東大阪市新庄 南地内	東大阪市荒本 北地内	約1,030m	地表式	4車線	20m	

1-2土地の区域が変更となる路線(全区間廃止)

・東大阪地域

変更前後	名 称		位 置		区 域	構 造			主な変更内容
	番号	路線名	起 点	終 点		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
前	3・4・	33 稲葉吉田線	岩田町五丁目 737番地	吉田三丁目31 番地	約1,680m		-	16m	・幹線街路の廃止
後	-	-	-	-	-	-	-	-	
前	3・6・	49 枚方富田林泉 佐野線	善根寺町386番 地	横小路町1464 番地	約6,430m		-	8m	・幹線街路の廃止
後	-	-	-	-	-	-	-	-	

2. 変更理由

「大阪府都市計画道路見直しの基本的指針(平成15年3月策定)」に基づき、対象となる都市計画道路について市街地形成機能や交通機能及び都市防災機能等様々な観点から評価し、必要性の判断を総合的に行い、存続又は廃止の位置付けを行った結果、本案のとおり大東都市計画道路のうち3・4・8号福島諸福線及び3・5・14号北条中垣内線、東大阪都市計画道路のうち3・1・3号稲田本庄線、3・4・20号放出石切線、3・4・23号日の本高井田線、3・4・25号八尾稲田線、3・4・32号縄手大阪線及び3・5・37号鴻池荒本北線について変更し、東大阪都市計画道路中3・4・33号稲葉吉田線及び3・6・49号枚方富田林泉佐野線を廃止するものである。

また、平成16年4月1日に施行された都市計画区域の変更に伴い、大東都市計画道路、東大阪都市計画道路を東部大阪都市計画道路とする等の変更を行うものである。

さらに、都市計画法の政令及び省令の改正(平成10年11月施行)により、道路に関する都市計画については車線の数を定めることとされていることから、今回、同時に車線の数を定めるものである。